

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第32号

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる<u>施設</u>（以下「養成施設等」という。）に在学している者（第2号に掲げる施設に在学している者にあつては当該施設の修業年限に係る最終年度に在学しているもの、<u>第4号に掲げる施設に在学している者にあつては、看護師の免許を有するものに限る。</u>）とする。<u>ただし、県外に所在する養成施設等に在学する者については、県内に住所を有する者、父若しくは母の住所地が県内にいる者又は養成施設等に在学することを理由に住所を県内から県外に移した者に限る。</u></p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき、<u>知事が指定した養成所</u></p> <p>(2) 法第20条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校</p> <p>(3) 法第22条第2号の規定に基づき、<u>知事が指定した准看護師養成所</u></p> <p>(4) 看護に関する学校教育法（<u>昭和22年法律第26号</u>）第97条の大学院の修士課程及びこれと同等以上であると知事が認める国外の大学の課程又は大学院の修士課程（以下</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる<u>施設等</u>（以下「養成施設等」という。）に在学している者（第2号に掲げる施設に在学している者（<u>助産に関する学科を修めている者に限る。</u>）にあつては当該施設の修業年限に係る最終年度に在学しているもの、<u>第5号に掲げる課程に在学している者にあつては看護師の免許を有するものに限る。</u>）とする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき、<u>都道府県知事が指定した養成所</u></p> <p>(2) 法第20条第1号<u>又は第21条第2号</u>の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校</p> <p>(3) <u>法第21条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）</u></p> <p>(4) 法第22条第2号の規定に基づき、<u>都道府県知事が指定した准看護師養成所</u></p> <p>(5) 看護に関する学校教育法第97条の大学院の修士課程及びこれと同等以上であると知事が認める国外の大学の課程又は大学院の修士課程（以下「修士課程等」という。）</p>

「修士課程等」という。)

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、養成施設等の学年当初の月又は4月から学年終了の月又は翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。

(1) 前条第1号又は第2号の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

(2) 前条第3号の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

(3) (略)

2 (略)

(返還債務の当然免除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において、看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき。

ア～カ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、養成施設等の学年当初の月又は4月から学年終了の月又は翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。

(1) 前条第1号から第3号までの養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

(2) 前条第4号の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

(3) (略)

2 (略)

(返還債務の当然免除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において、看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。

ア～カ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。